| 離婚 | 届 | 受理 令和 第 | 年月 | 号 | 公館印 | |
|--|--|--|---|--|------------|---------------------------|
| 令和 年 在ハンブルク日z | 総領事 | 書類調査 戸籍 | 記載 記載調 | 査 調査票 | 附票住民 | .票 通 知 |
| (フリガナ) 氏 名 | , | 名 | 妻 | 氏 | | 名 |
| 生 年 月 日 | | 年 月 | 日 | | 年 | 月日 |
| 住 所 | | | | | | |
| 本籍 | 筆頭者 | | | , 口夫 | | 番地番 |
| (外国人のとき) はその国籍 父母及び養父母 の 氏 名 | 事項句 の氏名 夫の父 母 | | (続き柄 妻の 男 | √□妻の国籍 | |) 続き柄 女 |
| 父母との続き柄 (右記の養父母以外にも 養父母がいる場合には その他の欄に書いてください) | 養父 養母 □協議離婚 | | 続き柄 養 子 養 子 | を を を を を は は は は は は は は は は は は は は は | 年 | 続き柄 養 女 月 日成立 |
| 離婚の種別 | □調停 年 | 月 日成立 月 日確定 F籍にもどる | | 情求の認諾 判決 | 年 | 月 日認諾 月 日確定 |
| 婚姻前の氏にもどる者の本籍 | □妻 ぱ □新しい | 戸籍をつくる | | 番地 番 | 筆頭者 の氏名 | |
| 木成牛の丁の氏名 | 夫が親権 を行う子 | | 妻を名 | が親権 行う子 | | |
| 同居の期間 別居する前の住所 | (同居を始めたとき) | 年 | 月から | (別居したとき) | 番地 | 月まで |
| 別居する前の世帯の主な仕事と | □4. 3にあてはまらない 用者は5)□5. 1から4にあてはま□6. 仕事をしている者 | サービス業等を個人 (官公庁は除く)のな は1年未満の契約者 、常用勤務者世帯及 らないその他の仕事 のいない世帯 | で経営している 常用勤務者世 は5) なび会社団体の 事をしている者の | 6世帯 帯で勤め先の従 が役員の世帯(日 の世帯 | 々または1年未満 | の契約の雇 |
| | (国勢調査の年… 夫の職業 | 年…の4月1日から翌 | | に届出をするとき の職業 | だけ書いてください |) |
| 7 | | | | | | |
| 他 | | | | | | |

Address

| | | 証 | 人(日) | 本法による | 協議離婚 | 婚のと | きだけ必要です) | | | | |
|------------------|-------------------|---|------|-------|------|-----|---|---|---|-----|---|
| 署 (※押戶 | 名 『は任意》 | | | | | 印 | | | | ļ | 印 |
| 生 年 | 月日 | | | 年 | 月 | 日 | | 年 | J | 月 | E |
| 住 | 所 | | | | | | | | | | |
| 本 | 籍 | | | | 番地悉 | | ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, | | | 番地番 | |

記入の注意

- 1. 届書はすべて日本語で書いてください。
 - この届書は長年保存されますので、鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
- ▶ 2. 夫婦の一方が外国人のときは、日本人について本籍と筆頭者(戸籍の一番最初に書いてある人)の氏名を書き、外国人についてカッコ内にその国籍を書いてください。
 - 外国人のうち、次の地域の法を本国法とするものは、国籍に代えて地域を記載することができます。 ①台湾
 - ②パレスチナ(ヨルダン川西岸地区及びガザ地区)
 - 3. 父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけを書いてください。

養父母についても同じように書いてください。

- 4. □にあてはまるものに2のようにしるしをつけてください。
- 5. 日本国籍を有する未成年の子があるときは、それぞれの子について夫と妻のどちらが親権を行うかをきめて書いてください。
- 6. 同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。
- 7. 別居する前の夫婦の共通の住所を書いてください。
- 8. 外国の法律で協議離婚したときは、3か月以内に離婚証明書をそえて出してください。外国の裁判所で離婚したときは、裁判が確定した日から10日以内に原告から判決書の謄本及び確定証明書をそえて出してください。なお、この10日を経過しても原告が届出しないときは被告から届出できます。いずれの場合も証人欄の記載は不要ですが、外国文の証明書には翻訳者を明らかにした訳文を添付してください。また、「その他」欄には、協議離婚したときは、離婚確定年月日及び離婚の方式を、離婚判決による場合は、離婚確定年月日及びその裁判所名を記載してください。
- 9. 届書は2通出してください。
- 10. 戸籍謄本は原則として不要ですが、本籍地において戸籍情報が電算化されていない方については、戸籍謄本の提出が必要となります。
- 11. 届出人や証人の署名は、はっきりと読めるようにそれぞれ本人が書いてください。なお、外国人が外国語で署名する場合はその「よみかた」をカタカナで併記してください。
- 12. 届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

| 未成年の子がいる場合は、次の | D□のあてはまるものにしるしをつけてください。 | |
|------------------------------------|---|--------|
| (面会交流) □取り決めしている。 □まだ決めていない。 | 未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めるこます。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければなられています。 | ととされてい |
| (養育費の分担) □取り決めしている。 取決を □まだ決めていない。 | め方法 : (□公正証書 □それ以外) | |

このチェック欄についての法務省の解説動画

